

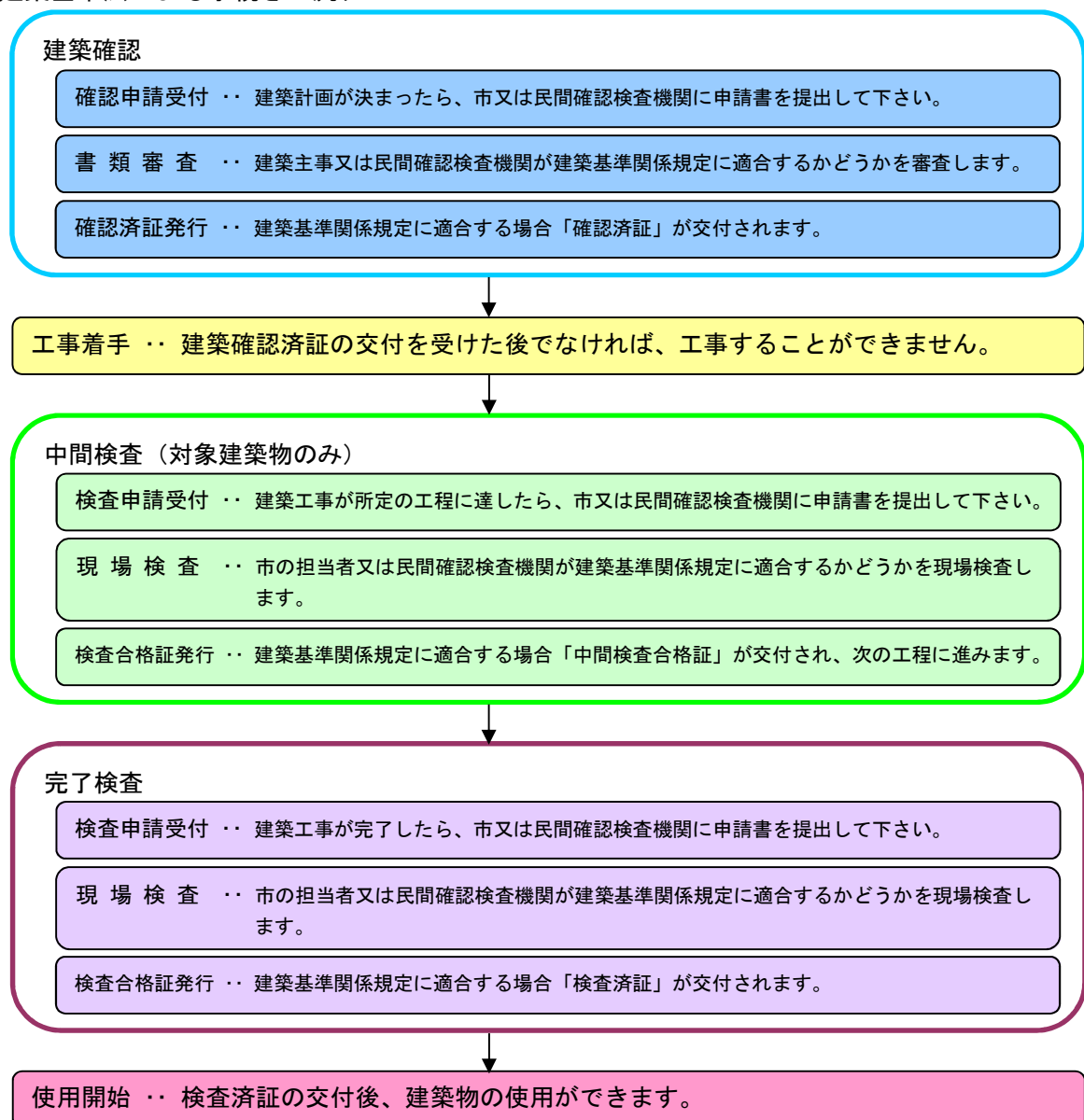
9. 建築指導

(1) 建築確認申請とは

建物を建築する際は、建築基準法に基づき工事着手の前に建築基準関係規定に適合する計画であるか確認申請書を提出し、建築主事等の確認を受ける必要があります。また、工事が完了したときは、完了検査を受け検査済証の交付を受けた後でなければ建物を使用することが出来ないととなっています。

確認申請が必要な地域において建物を建てる場合は、必ず建築確認申請を行きましょう。

■ 建築基準法による手続きの流れ



(2) 補助事業リスト

● 大分市木造住宅耐震化促進事業（耐震診断、耐震改修）

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、耐震診断と耐震改修工事に係る費用の一部を補助します。

- ・耐震診断の補助率：診断に要した経費の10/10以内
(上限7万5千円～11万円・4区分)
 - ・耐震改修工事の補助率：改修工事に要した経費の2/3以内
(上限80万円・一部100万円)
- ※段階的改修については、上限60万円

● 大分市木造店舗等耐震化促進事業（耐震診断、耐震改修）

昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物（店舗、事務所棟）を対象に、耐震診断と耐震改修工事に係る費用の一部を補助します。

- ・耐震診断の補助率：診断に要した経費の2/3以内（上限9万～11万円・3区分）
- ・耐震改修工事の補助率：改修工事に要した経費の2/3以内
(上限80万円・一部100万円)

● 大分市アスベスト分析事業

吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある民間建築物のアスベスト分析に係る費用の一部を補助します。

- ・分析の補助率：分析に要した経費の10/10以内（上限25万）

● 大分市アスベスト除去等事業

民間建築物に施工されている吹付アスベストの除却、封じ込め又は囲い込みの措置にかかる費用の一部を補助します

- ・除去等の工事の補助率：除却等に要した経費の2/3以内（上限120万）

● 大分市危険ブロック塀等除却事業

道路に面しているブロック塀等で、高さが1メートル以上で、ひび割れ又は傾きが認められ、大分市が危険であると確認したものに対して除却に要する費用の一部を補助します。

- ・除却工事の補助率：除却に要した経費の1/2以内（上限7万円）

● 大分市防災ベッド・耐震シェルター設置事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（耐震診断の結果、構造評点が1.0未満のものに限る）に、防災ベッド又は耐震シェルターを設置する場合、その費用の一部を補助します。

- ・防災ベッド設置の補助率：設置に要した経費の2/3以内（上限20万円）
- ・耐震シェルター設置の補助率：診断に要した経費の2/3以内（上限30万円）

※なお、補助の詳細については担当課にお問い合わせください。